

平成 18 年 3 月 17 日

総 務 省
自治税務局長 小室 裕一 殿

全 国 銀 行 協 会
社 団 法 人 全 国 地 方 銀 行 協 会
社 団 法 人 信 託 協 会
社 団 法 人 第 二 地 方 銀 行 協 会
社 団 法 人 全 国 信 用 金 庫 協 会
社 団 法 人 全 国 信 用 組 合 中 央 協 会
全 国 農 業 協 同 組 合 中 央 会
全 国 漁 業 協 同 組 合 連 合 会
社 団 法 人 全 国 労 働 金 庫 協 会
商 工 組 合 中 央 金 庫
農 林 中 央 金 庫

以上を代表して

全 国 銀 行 協 会
専務理事 斉藤 哲

賦課税の納入書等の規格・様式に係る要望について

平素は種々ご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、地方税の収納事務に係る納入書等の規格・様式につきましては、かねてより改善方を要望しておりますが、今後の地方自治体における地方公金収納事務の電子化の進展等を踏まえ、今般、別紙のとおり要望事項をとりまとめましたので、ご高配を賜りますようお願い申しあげます。

以 上

賦課税の納入書等の規格・様式について

現在、国民の利便性の向上および行政運営の簡素化・効率化の向上を図る観点から、国および地方自治体において、ITを活用した業務改革、行政改革が行われているところである。

収納事務の電子化についても、行政の情報化の重要な対象業務であり、国においてはマルチペイメントネットワーク（以下「MPN」という。）を活用した「ペイジー収納サービス」が開始・拡大されている状況にある。

また、さる1月19日に公表された「IT新改革戦略」では、「住民サービスに直結する地方公共団体の電子化が十分ではないなど、国民・企業等利用者が利便性・サービスの向上を実感できていない」ことから、利用者が利便性・サービス向上が実感できる電子行政を実現すること、2010年度までにオンライン利用率50%以上を達成し、政府はそれに向けた普及、促進に努めることとされている。

これまで指定金融機関等では、地方自治体に対して、納入書等の規格・様式の統一化の働きかけおよび日本マルチペイメントネットワーク推進協議会への参加を通じたMPNの理解促進等の働きかけを行ってきているところであるが、今後、地方自治体において、収納事務の電子化を推進していくには、以下の理由から、MPN標準帳票¹に準拠した別添の様式例を参考にした帳票を利用することは不可欠と考えられ、市町村の合併や各団体におけるシステム更改等を機に、別添の様式例を参考にした帳票に切替を行うことが望ましい旨地方自治体に周知していただきたい²。

あわせて、地方自治体が納入書等の制定・切替等の検討を行うにあたっては、事前に指定金融機関等と協議するよう周知いただきたい。

1. 電子収納の導入に向けた取組み

平成15年8月の総務省の「電子自治体推進指針」において、歳入・歳出手続の電子化については、国の行政機関と金融機関で行われている各種歳入・歳出

¹ MPN標準帳票の概要は、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会のホームページ（<http://www.jampa.gr.jp/pub/>）により閲覧可能である。

² 地方自治体は日本マルチペイメントネットワーク推進協議会のオブザーバー会員登録によりMPN導入検討が可能であり、本年1月時点で、群馬県、埼玉県、千葉市、東京都、荒川区、葛飾区、神奈川県、岐阜県、愛知県、大阪府、岡山県、佐賀県の12の地方自治体が、MPNを活用した「ペイジー収納サービス」を開始している。

手続に関する電子化の推進状況等を踏まえ、今後積極的に推進する必要があるとし、MPNを活用することが適当との考え方が示されている。

現在、賦課税の納入書等の規格・様式について統一的なものがないが、各団体においては、MPN標準帳票に準拠した納入書等の様式に変更することによって、電子収納の早期実施（＝MPNのシステム対応）、電子行政のオンライン利用率の向上等を行うための環境整備が効率的に図れることとなる。

2．行政手続のワンストップサービス化の実現

平成15年7月のIT戦略本部の「e-Japan戦略」においては、電子政府の総合窓口と各府省、地方自治体等のシステムと連携し、関連手続を一括してオンライン申請できるワンストップサービスを整備することとされている。すでに自動車保有関係手続については、昨年12月からMPNを利用したワンストップサービスが一部地域で稼動しており、平成20年までに全都道府県、全手続に拡大することが目標とされている。

自動車保有関係手続ワンストップサービスの実現を通じて、地方自治体のMPNのシステム対応の整備が進んでいくが、今後は自動車税定期徴収分のMPN対応の実施等その有効活用に向けた対応が重要となる。

3．地方自治体における収納事務の標準化、コスト軽減等

「e-Japan戦略」においては、異なる行政機関が類似のITを導入することによる重複投資を排除して共通化を図るとともに、行政機関間の枠を超えた集約統合により合理化し、同様の取組みを地方自治体にも要請している。

また、本要請については、IT戦略本部の「e-Japan重点計画-2004」（平成16年6月15日）や「IT政策パッケージ-2005」（平成17年2月24日）でも謳われているところである。

MPNは、地方自治体公金収納事務のITを活用した共通化・標準化に資するインフラであり、事務を民間へ外部委託することによりコスト削減の指向にも合致する。



また、市町村合併の推進に伴い、行政事務の統合・見直しが行われるが、各団体で異なる様式を採用すると、将来、電子収納実施に際し、再度、様式やシステムの変更を要するなど、地方自治体において二重投資となる恐れがある。

以 上

(別添)

賦課税の納入書等の様式例 その1(固定資産税)



<前提>本納入書等(例)は、マルチペイメントネットワーク標準帳票の仕様に準拠した。

27		市 固定資産税 都市計画税		納入済通知書		公		通常払込料金 加入者負担		
加入者名	市収入役	口座番号	合計金額		円					
収納機関番号		納付番号	確認番号	納付区分						
納期限	平成 年 月 日	平成 年度 期分								
34 (OCR使用欄)										
延滞金額	円	延滞日数	自 至	領収日付印						
合計金額	円	日間		期						
会計	一般会計	主管課名	市 課 電話							
納付者住所氏名										
 (91)959909-1323401234567890123456 011231-0-012500-8										
※「領収証書」券片の範囲は、標準化対象外(=形式任意)										
市 固定資産税 都市計画税 原符兼払込金受領証 公										
加入者名		市収入役								
口座番号										
平成 年度 期分		平成 年度 固定資産税・都市計画税 現年課税分								
税額	円									
延滞金額	円									
合計金額	円									
延滞日数	日間									
納付者氏名										
納付番号										
主管課名		領収日付印								
市 課		期								
電話										

(別添)

賦課税の納入書等の様式例 その2(自動車税)

<前提>本納入書等(例)は、マルチペイメントネットワーク標準帳票の仕様に準拠した。

27	●●県 自動車税 納入済通知書	公	通常払込料金 加入者負担							
加入者名	●●県 自動車税事務所	口座 番号		合計 金額		円				
収納機関 番号		納付 番号		確認 番号		納付 区分				
会計 年度	平成	年度		納付 期限	平成	年	月	日	主管 所名	●●県自動車税事務所
34	(OCR使用欄)									
	 (91) 959909-1323401234567890123456 011231-0-012500-8			領収日付印						
納付者 住所氏名										
税目	自動車税									

●●県原符兼 払込金受領証	公	通常払込料金 加入者負担
加入者名	●●県自動車税事務所	
口座番号		
納付番号		
確認番号	納付区分	
税額		円
延滞金		円
合計金額		円
納付期限	平成 年 月 日	
納付者 住所氏名		
	領収日付印	

※ 「領収証書」片
ならびに
「納税証明書
(継続検査用)」片
の範囲は、
標準化対象外
(=形式任意)。